審　査　基　準

令和５年４月１日作成

法　　令　　名	：道路交通法
根　拠　条　項	：第７８条第５項
処　分　の　概　要	：道路使用許可証の再交付
原権者（委任先）	：警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。）
法　令　の　定　め	：道路交通法施行規則第１２条（道路使用許可証の再交付の申請）
審　査　基　準	：
標準処理期間	：３日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先	：当該行為に係る場所を管轄する警察署の交通課窓口
問い合わせ先	：警察署　交通課
備　　考	：